

「ないすらいふプラン」 追補

令和 7 年 4 月 1 日

「ないすらいふプラン」記載内容のうち、令和 6 年 8 月から雇用保険の基本手当日額上下限の変更、令和 7 年 4 月から年金額の変更と雇用保険制度の見直し等が行われましたので、概略をお知らせいたします。

第 2 章 私たちの年金（該当：本書 P12～P35）

令和 7 年度年金額の改定

令和 7 年度年金額改定の指標となる令和 6 年平均の物価変動率は 2.7%、名目手取り賃金変動率は 2.3% となりました。名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、年金額は名目手取り賃金変動率で改定されます。

ただし、令和 7 年度のマクロ経済スライドによる年金額の調整▲0.4%が行われたため、1.9%の引上げとなりました。

P13 定額単価

令和 7 年度価格（新規裁定者の場合）：1,734 円 （令和 6 年度：1,701 円）

※平成 16 年度価格の定額単価に乗ずる令和 7 年度の改定率（新規裁定者の場合）：1.065（令和 6 年度：1.045）

P14 加給年金（令和 7 年度価格）

項 目	支給額
配偶者	239,300 円
子（第 1 子・第 2 子 1 人につき）	239,300 円
子（第 3 子以降 1 人につき）	79,800 円
配偶者の特別加算額	
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	35,400 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	70,600 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	106,000 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	141,200 円
昭和 18 年 4 月 2 日以降	176,600 円

P15 在職老齢年金

令和 7 年度支給停止調整額：510,000 円 （令和 6 年度：500,000 円）

P17 老齢基礎年金

令和 7 年度価格（満額・新規裁定者の場合）：831,700 円 （令和 6 年度：816,000 円）

P25 振替加算額（令和 7 年度価格）（昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれの分は省略）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日生まれ	162,248 円	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生まれ	85,896 円
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日生まれ	155,806 円	昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日生まれ	79,454 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生まれ	149,602 円	昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生まれ	73,250 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生まれ	143,160 円	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日生まれ	66,808 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日生まれ	136,718 円	昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ	60,366 円
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれ	130,514 円	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生まれ	54,162 円
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生まれ	124,072 円	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ	47,860 円
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生まれ	117,630 円	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生まれ	41,399 円
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生まれ	111,426 円	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ	35,177 円
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれ	104,984 円	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日生まれ	28,716 円
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれ	98,542 円	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ	22,255 円
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日生まれ	92,338 円	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生まれ	16,033 円

P28 特別障害給付金（令和 7 年度価格）

障害等級	支給額
1 級	月額 56,850 円（2 級の額×100 分の 125）
2 級	月額 45,480 円

P29 障害基礎年金（令和 7 年度価格・新規裁定者の場合）

1 級障害		1,039,625 円	2 級障害		831,700 円
子の 加 算	第 1 子	239,300 円	子の 加 算	第 1 子	239,300 円
	第 2 子	239,300 円		第 2 子	239,300 円
	第 3 子以降／人	79,800 円		第 3 子以降／人	79,800 円

P29 障害厚生年金（令和 7 年度価格・新規裁定者の場合）

項 目	支給額
3 級障害の障害厚生年金の最低保障額	623,800 円
1・2 級障害の配偶者加給年金額	239,300 円
障害手当金の最低保障額	1,247,600 円

P30 遺族基礎年金（令和 7 年度価格・新規裁定者の場合）（円）

子の数	子のある配偶者に支給される 年金額			子のみの場合に支給される 年金額		
	基礎 年金額	加算額	支給額	基礎 年金額	加算額	支給額
1 人	831,700	239,300	1,071,000	831,700	—	831,700
2 人	831,700	478,600	1,310,300	831,700	239,300	1,071,000
3 人	831,700	558,400	1,390,100	831,700	319,100	1,150,800

※3 人目以降は、1 人増えるごとに 79,800 円加算されます。

第3章 雇用保険（該当：本書 P36～P41）

P36 自己都合退職の待期期間

下の（注）の自己都合退職の待期期間が、退職日が令和7年4月1日以降である場合は、原則2カ月→原則1か月に変更になりました（3カ月はそのまま）。

P37 賃金日額上下限額・基本手当日額上下限額（令和6年8月1日から適用）

年齢区分	賃金日額上限額	賃金日額下限額	基本手当日額上限額	基本手当日額下限額
45歳以上 60歳未満	17,270 円	2,869 円	8,635 円	2,295 円
60歳以上 65歳未満	16,490 円		7,420 円	

P37 就業手当

下のコラムにある就業手当が令和7年4月1日で廃止されました。ただし、3月31日までに支給要件を満たしている人には支給されます。

P38 高年齢雇用継続基本給付金の支給額（令和7年4月1日以降に60歳に達する人）

- ・60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の64%以下
→各月の賃金の10%相当額
- ・60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の64%超75%未満
→低下率に応じて各月の賃金の10%相当額未満の額

P38 高年齢雇用継続基本給付金（令和6年8月1日から適用）

支給限度額：376,750 円

P38 高年齢求職者給付金の計算基礎になる基本手当日額上限（令和6年8月1日から適用）

基本手当日額上限：7,065 円

P39 高年齢雇用継続給付を受けている場合の年金支給停止額

（令和7年4月1日以降に60歳に達した人、再就職した人）

支給停止額：標準報酬月額4%相当額を限度

P40 基本手当受給中に、内職等で収入を得た場合の減額の計算基礎になる収入（令和6年8月1日から適用）

収入：1日分の収入－1,354 円